

従業員のみなさまへ、労働法令・施策などを分かりやすくお伝えします！

【発行：田中人事労務設計事務所】

「介護保険・介護サービス」への理解を深める

みなさまのご家族が高齢となり介護が必要な状態になる可能性だけでなく、みなさま自身も加齢に起因する疾病に介護が必要となる可能性もあります。今回は「介護保険・介護サービス」への理解を深めていきましょう。

※参照：厚生労働省リーフレット「40歳になられた方へ 介護保険制度について」

●介護保険の加入者（被保険者）

介護保険の被保険者は、65歳以上の方【第1号被保険者】と、40歳から64歳までの医療保険加入者【第2号被保険者】に分けられます。

第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービス（次頁参照）を受けることができます。

また第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病※）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービス（次頁参照）を受けることができます。

	65歳以上の方【第1号被保険者】	40歳から64歳の方【第2号被保険者】
対象者	・65歳以上の方	・40歳以上65歳未満の健保組合、全国健康保険協会、国保などの医療保険加入者 ※40歳になれば自動的に資格を取得し、65歳になると自動的に第1号被保険者に切り替わります
受給要件	・要介護状態 ・要支援状態	・要介護（要支援）状態が、加齢に起因する疾病（特定疾病）による場合に限定
保険料の徴収方法	・市町村と特別区が徴収（原則、年金からの天引き） ・65歳になった月から徴収開始	・医療保険料と一体的に徴収（健康保険加入者は、原則、事業主が1/2を負担） ・40歳になった月から徴収開始

※特定疾病とは

- ・がん（医師が一般に認められている知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- ・関節リウマチ
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・初老期における認知症
- ・進行性核上性麻痺、大脑皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・多系統萎縮症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

～介護保険に関する相談は、市区町村の「地域包括支援センター」へ～

ご自身やご家族の介護のことで不安なことがあれば、迷わずお住まいの市区町村の地域包括支援センターへご相談ください。地域の高齢者の健康づくりや高齢者の権利を守ること、暮らしやすい地域づくりなども地域包括支援センターの役割です。

●地域の人々の健康、安心、暮らしを支援します

地域の高齢者が健康で安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の面から総合的に支援するための機関です。市区町村や、市区町村が委託する組織により公的に運営されており、市区町村に1つ以上設置されています。介護についての不安や悩みについて、安心して相談することができ、相談・支援は無料です。市区町村のホームページなどで、お住まいの地域の地域包括支援センターをご確認ください。（地域によっては、地域包括支援センターの名称が異なる場合があります）

●高齢の家族の生活に関することや介護のこと、仕事との両立の悩みなど幅広く対応しています

地域包括支援センターには、医療、福祉、介護の専門家である保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどのスタッフがいます。得意分野を生かして連携を取りながら、相談の内容に応じて、制度の概要の説明や相談窓口の紹介など、具体的な解決策の提案をします。また、必要であれば関係機関と連携し、介護サービスや、さまざまな制度が利用できるよう、支援します。

●主な介護保険サービス

1 自宅で利用するサービス

●訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。

●訪問看護

自宅で療養生活が送れるよう、看護師等が清潔ケアや排せつケアなどの日常生活の援助や、医師の指示のもと必要な医療の提供を行うサービスです。

●福祉用具貸与

日常生活や介護に役立つ福祉用具（車いす、ベッドなど）のレンタルができるサービスです。

2 日帰りで施設等を利用するサービス

●通所介護（デイサービス）

食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。

●通所リハビリテーション（デイケア）

施設や病院などにおいて、日常生活の自立を助けるために理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などがリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

3 宿泊するサービス

●短期入所生活介護（ショートステイ）

施設などに短期間宿泊して、食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練の支援などを行うサービスです。家族の介護負担軽減を図ることができます。

4 居住系サービス

●特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護サービスを利用できます。

5 施設系サービス

●特別養護老人ホーム

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護を一体的に提供します。（※ 原則要介護3以上の方が対象）

●介護老人保健施設

自宅で生活を営むことができるようにするための支援が必要な方が入所します。看護・介護・リハビリテーションなどの必要な医療や日常生活上の世話を提供します

6 その他

●小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心とし、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせて日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供するサービスです。訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。

「介護保険・介護サービス」への理解を深める

発行：田中人事労務設計事務所

【住所】〒532-0013 大阪市淀川区木川西 1-4-17-502

【電話】06-6476-9870

【FAX】06-6195-9745

【メール】miketanaka_sr@ybb.ne.jp